ロ　申請書等の記載事項に不明確な点がある場合　申請者等に対して相当の期限を定めて当該不明確な点を説明するための書類（以下この号において「追加説明書」という。）の提出を書面で求めること。この場合において、追加説明書が提出されたときは、当該追加説明書を施行規則第三条の七第一項第一号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類の一部として前二項の規定による審査を行うこと。

六　構造計算適合性判定を行っている期間中において申請者等が構造計算適合性判定の申請又は求めに係る建築物の計画を変更しようとするときは、当該構造計算適合性判定に係る申請書等の差替え又は訂正は認めないこと。

七　建築主事等から第一第四項第三号ロ(2)(iv)の規定による照会があったときは、当該照会をした建築主事等に対して、遅滞なく、当該照会に対する回答をすること。

第三第一項中「第十八条第十五項」を「第十八条第十七項」に改め、同第二項中「第十八条第十四項」を「第十八条第十六項」に改め、同項第一号及び第三号並びに同第三項第二号中「第八条の二第八項」を「第八条の二第十三項」に改め、同第四項第一号中「第十八条第十六項」を「第十八条第十八項」に改め、同項第二号中「第八条の二第十項」を「第八条の二第十五項」に改める。

○国土交通省告示第百七十八号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第三条の十三第一項第四号の規定に基づき、この告示を制定する。

平成二十七年一月二十九日　国土交通大臣　太田　昭宏

建築基準法施行規則第三条の十三第一項第四号の規定に基づき国土交通大臣が定める者を定める件

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第三条の十三第一項第四号の国土交通大臣が定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　建築基準法施行規則第三条の十三第一項第三号に規定する登録特定建築基準適合判定資格者講習と同等以上の内容を有すると国土交通大臣が認める講習（建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）の施行の日（平成二十七年六月一日）前に行ったものに限る。）を修了した者

二　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくはこれに相当する外国の学校において建築物の構造に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあった者又は建築物の構造に関する科目の研究により博士の学位を授与された者

三　前各号と同等以上の知識及び経験を有すると国土交通大臣が認める者

附　則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

第四第一項中「第十八条第十八項」を「第十八条第二十項」に改め、同第二項中「第十八条第十七項」を「第十八条第十九項」に改め、同項第一号及び第三号並びに同第三項第二号中「第八条の二第十二項」を「第八条の二第十七項」に改め、同第四項第一号中「第十八条第十九項」を「第十八条第二十二項」に改め、同項第二号中「第八条の二第十三項」中「第八条の二第十八項」に改める。

別表中「第六十八条の二十六」を「第六十八条の二十五」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号。以下「改正法」という。）の規定による改正後の建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「新法」という。）第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請又は新法第十八条第二項の規定による通知がされた建築物について適用し、施行日前に改正法の規定による改正前の建築基準法（以下「旧法」という。）第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請又は旧法第十八条第二項の規定による通知がされた建築物については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第百七十九号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八条の四第三号の規定に基づき、この告示を制定する。

平成二十七年一月二十九日　国土交通大臣　太田　昭宏

構造計算適合性判定の業務と同等以上の知識及び能力を要する業務を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八条の四第三号の規定に基づき、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条の三第一項の構造計算適合性判定の業務と同等以上の知識及び能力を要する業務を、次のとおり定める。

一　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十三条の評価員に同法第五条第一項の登録住宅性能評価機関が実施させる同法第七条第一項の評価の業務（評価方法基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号）第五の一―一(3)及び(4)、一―二(3)及び(4)、一―三(3)及び(4)、一―四(3)及び(4)、一―五(3)及び(4)、一―六(3)及び(4)並びに一―七(3)及び(4)に定める評価基準に従って行う評価の業務を含むものに限る。）

二　その他国土交通大臣が建築基準法第六条の三第一項の構造計算適合性判定の業務と同等以上の知識及び能力を要すると認めた業務

附　則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第百八十号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第十項の規定に基づき、この告示を制定する。

平成二十七年一月二十九日　国土交通大臣　太田　昭宏

構造計算基準に適合する部分の計画を定める件

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第十項の規定に基づき、構造計算基準に適合する部分の計画を次のように定める。

建築基準法施行規則第一条の三第十項に規定する構造計算基準に適合する部分の計画は、増築又は改築後において、増築又は改築に係る部分とそれ以外の部分とがエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接するものとなる建築物の計画（以下「分離増改築計画」という。）のうち、増築又は改築に係る部分以外の部分（増築又は改築前において独立部分（建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合における当該建築物の部分をいう。）が二以上ある建築物にあっては、当該独立部分それぞれ。以下「既存部分」という。）の計画（次の各号のいずれかに該当するものに限る。）であって、直前の確認において既存部分の構造方法が構造計算（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十一条第二項第一号イ若しくはロ又は第二号イ又は第三項に定める構造計算に限る。以下同じ。）により確かめられる安全性を有することが確認されたことにより、分離増改築計画のうち当該既存部分の構造方法が、その安全性を確かめる場合に用いることが認められる構造計算によって確かめられる安全性を有することが確認できるものとする。

一　直前の確認を受けた計画から変更がないもの

二　直前の確認を受けた計画から行われた変更が建築基準法施行規則第三条の二第八号から第十一号までに掲げるものその他の変更であって、直前の確認において構造方法の安全性を確かめた構造計算による既存部分の構造方法の安全性の確認に影響を及ぼさないことが明らかなもののみであるもの

附　則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。